

公安委員会 説明資料No. 1	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について	令和元年10月10日 長 官 官 房
<p>1 趣旨</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「旧オンライン化法」という。）が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」という。）に改正されること等に伴う、国家公安委員会規則の改正を行うに当たり、意見の募集を実施するもの。</p> <p>2 規則案の概要</p> <p>(1) 行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の改正</p> <p>デジタル行政推進法に基づき政府が新たに作成する「情報システム整備計画」においてオンライン手続が網羅的に明らかになることを踏まえ、これまで国家公安委員会又は警察庁長官に係るオンライン手続を列挙していた関係規定を削除するなどの所要の改正を行うこととする。</p> <p>なお、地方公共団体等の行うオンライン化については、引き続きそれぞれの判断に委ねられている。</p> <p>(2) 犯罪捜査規範、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則及び古物営業法施行規則の改正</p> <p>旧法の改正に伴い、所要の改正を行うこととする。</p> <p>3 期間</p> <p>令和元年10月15日（火）から11月13日（水）までの間</p>		

公安委員会	生産性向上特別措置法に基づく	令和元年10月10日
説明資料No. 2	新技術等実証計画の認定について	交 通 局

1 概要

生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づき、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）を活用した3件の新技術等実証計画について認定申請がなされたもの。

2 認定申請がなされた計画の内容

(1) glafit株式会社及び和歌山市の申請

モード切替機能付きのペダル付原動機付自転車を原動機が作動しないよう改造をした上で、自転車として和歌山市内の公道上で走行させるもの（認定後3か月間実証実験を実施）。

(2) mobby ride株式会社の申請

立ち乗り電動スクーターを九州大学構内で走行させるもの（令和2年4月まで実証実験を実施）。

(3) Luup株式会社の申請

立ち乗り電動スクーターを横浜国立大学構内で走行させるもの（本年12月まで実証実験を実施）。

3 主務大臣

経済産業大臣（事業所管）

国家公安委員会（規制所管）、国土交通大臣（規制所管）

4 今後の予定

10月9日に開催された革新的事業活動評価委員会の意見を踏まえ、10月13日の週に3省庁連名で計画を認定し、公表。